

平成 26 年度第 2 回 市原市環境審議会議事録

1 日 時：平成 27 年 2 月 4 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 58 分

2 場 所：市原市市民会館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 委 員（五十音順）

安藤（貞）委員、板倉委員、犬伏委員、岡田委員、小野委員、加藤委員、
小泉委員、小林委員、小宮委員、鈴木委員、泉水委員、萩原委員、羽鳥委員、
坂内委員、平野委員、深谷委員、堀田委員

…計 17 人

(欠席) 安藤（生）委員、齋藤委員、日浦委員

…計 3 人

(2) 事務局

増田環境部次長、畑島環境管理課長、白井環境管理課課長補佐、菅野環境管
理課係長、末吉環境管理課係長、田中環境管理課係長、高橋環境管理課係長、
石橋環境管理課主査、泉川環境管理課副主査、作田環境管理課主事、若竹ク
リーン推進課長

…計 11 人

4 一般傍聴者 なし

5 議 題：(1) 審議事項

改訂市原市環境基本計画の平成 25 年度実績に対する評価
について

(2) 報告事項

- ・ 環境の保全に関する協定の改定について
- ・ 市原市環境審議会規則の一部改正について

6 内 容

司 会：おはようございます。会議に入ります前に、本日の資料の確認を
させていただきます。事前に送付させていただきました資料とい
たしましては、A4 版ホチキス留めの「改訂市原市環境基本計画年
次報告書（案）」、A4 版〔資料 1〕「改訂市原市環境基本計画年次報

告書の概要」、A3 版〔資料 2〕「改訂市原市環境基本計画 平成 25 年度実績一覧表」、A4 版ホチキス留めの〔資料 3〕「市原エコ・オフィスプラン〔2013～2020〕平成 25 年度の実績報告」の 4 点でございます。本日、お手元がない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。よろしいでしょうか。

次に、本日、座席に配布させていただきました資料といたしましては、本日の会議の「次第」、「委員名簿」、「席次表」、「市原市環境審議会規則」、〔資料 4〕「環境の保全に関する協定の改定について」、〔資料 5〕「市原市環境審議会規則の一部改正について」の 6 点となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより、「平成 26 年度第 2 回 市原市環境審議会」を開会いたします。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、環境管理課の白井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、ご都合によりまして、安藤生大委員、齋藤雅宏委員、日浦博昭委員から欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、お手元の次第に従いまして、はじめに、環境部次長の増田よりご挨拶申し上げます。

環境部次長：挨拶(省略)

司 会：それでは、ここで、本審議会へ、市長からの諮問書をお渡しいたします。

環境部次長：諮問(省略)

～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

司 会：続きまして、本審議会の泉水会長からのご挨拶をいただきたいと思います。泉水会長、よろしく願いいたします。

議長：挨拶(省略)

司 会：泉水会長、ありがとうございました。それでは、市原市環境審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、本審議会の会議の議長は、会長があたることとなっておりますので、以降の進行につきましては、泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長：それでは、議事に先立ちまして、何点か確認をしたいと思っております。まず、本審議会の成立要件について、確認をしたいと思っておりますので、事務局からの報告をお願いします。

司 会：審議会の開催にあたりましては、市原市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、委員の皆様の半数以上の出席が必要とな

っております。本日は3名の委員が欠席でございますが、総委員数20名のうち17名の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

議 長：ただ今、事務局から、出席委員の報告がございました。その結果、本審議会は成立しております。それでは次に、議事録署名人を指名いたします。今回は萩原委員、坂内委員のお二人にお願いします。

～両委員承諾～

議 長：ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき原則、公開することとなっておりますが、本日は、傍聴希望者はおりませんのでご報告いたします。それでは、ただ今より議事に入ります。議題は、「改訂市原市環境基本計画の平成25年度実績に対する評価」についての審議となります。まず、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局：資料（「改訂市原市環境基本計画年次報告書（案）」、「（資料1）改訂市原市環境基本計画年次報告書の概要」、「（資料2）改訂市原市環境基本計画 平成25年度実績一覧表」、「（資料3）市原エコ・オフィスプラン〔2013～2020〕平成25年度の実績報告」）に基づき説明（省略）

議 長：ただ今、事務局から説明がありましたので、これより、審議に入りたいと思います。この計画では、5つの環境分野があり、範囲も広くございます。分野別に順次、ご意見やご質問をいただきたいと思っております。はじめに、「地球環境」の分野について、委員の皆様、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

委 員 A：地球環境の分野からは少しずれてしまいましたが、「年次報告書（案）」8ページの「(1)指標の達成度の基準」で、達成割合は「現状値と目標値との差」に対する「現状値と実績値との差」という説明をしています。“現状値”と“実績値”の違いがわかりづらいので、少しお直しになる必要があると思いました。

事 務 局：ここで言うております“現状値”というのは、計画策定時における基準となる値ですが、確かにわかりにくいと思われまので、一般の方が見て分かりやすい表現に修正させていただきたいと思っております。

委 員 B：エコ・オフィスプランの説明の中で、電気事業者による排出係数の違いの説明がありましたが、排出係数は数値に非常に大きな影

響を及ぼします。これは、1kWあたりどのくらい燃料を使うかという
ことで、理論的にはCO₂濃度が出ますが、それによってこれほど
大きく違うということを検証していますか。

事務局：この係数につきましては、環境省で毎年、全国の排出事業者に対
して調査し、その結果を公表しておりますので、その数値を利用
しております。

委員 C：「年次報告書（案）」18 ページの指標「(2) 環境にやさしい商品
を購入する人の割合」について、“環境に優しい商品”という定義は
あるのでしょうか。

事務局：この指標数値は、市の総合計画の進行管理等を目的とした市民意
識調査の結果を用いています。こちらの定義ですが、調査の中
では定義しておりません。そのため、ご回答者によって、その受け
取り方が異なっているものと考えておりました、実際、商品を購入
するときに、詰め替え用のものですか、その他環境に優しい
商品というのが出ていると思うのですが、調査にご回答いただいた
方がどういう意識を持ってご回答いただいたのか分からない状
況です。この指標については、次回、検討しなければならないも
のと考えております。

委員 C：定義が分かりませんと、過小評価をしているのではないかと思
いましたものですから。本当はもっと貢献している場合や、或いは
過大に評価されていることがあるのではないかと思います。これ
に関連して、「年次報告書（案）」14 ページに、市民意識調査の概
要が記載されており、調査対象数 1,100 名を無作為に抽出し、有
効回収数 457 名、有効回収率が 41.5%とあります。こういったもの
の量ということは非常に難しいと思いますが、市原市人口 28 万人
のうちの 457 人という結果をどう理解してよいのか。例えば他市
の事例などはあるのでしょうか。

事務局：市原市民約 28 万人に対しまして、調査対象数が 1,100 人、回収数
が 457 人ということで、アンケート調査の有効性というのでしょ
うか、そういったご指摘かと思いますが、この調査は企画部門で
行っておりまして、統計学的な数値としては不適當ではないとい
うことで伺っております。対象者は無作為となっておりますので、
過大評価、過小評価という部分については、実態としてはあろう
かと思いますが、この数値については、担当の企画部門の実施方
法に任せざるを得ない状況です。

委員 A：疫学をやっておりますので一言申し上げたいのですが、無作為抽

出としてはお手本となるような抽出方法です。どれだけのメッシュにするかということについては、労働力とお金の問題があると思いますが、住民基本台帳から無作為抽出するのは非常に良いやり方で、市原市はよくやっているなと思いました。ただ、回収率が41.5%というのが問題で、無作為抽出して郵送すると回収率が悪いので、回収率を70%から80%までに上げられると統計学的には市原市の市民の代表的な意見になると思います。

委員 D：平成13年から12年間、いちはらごみ端会議という市民の会を立ち上げました。この12年間で取り組んできた結果ではないですが、色々な問題点を探るときに10年間は必要だろうということで、市民の意識が少しずつ変わっていていると思っております。“環境にやさしい商品を購入する人の割合”はとても大事なことで、私達個人的にも、市民の団体としても、そうした問題を提起しておりますので、少しずつ浸透していくのではないかと、一市民として期待しております。一緒にやった仲間の人たちは、こういう文言は完全に理解しております、買い物をする際にはそのような考え方でやっているのではないかな、と思っております。ある一部だと思っております。いちはらごみ端会議は解散させてしまいましたが、これからもっと、まだまだ課題が沢山あるのだな、と一市民として痛切に感じています。

委員 A：エコ・オフィスプランの平成25年度の実績報告を見ますと、温室効果ガス排出量が、本庁舎等で約1万6千t-CO₂で、事業部門で約25万t-CO₂とオーダーが違います。地球環境に優しいといえますと両方減らさないといけないと思いますが、なぜ本庁舎等だけに絞って指標化されたのかを伺います。

事務局：改訂市原市環境基本計画を策定した当時にも、本市ではエコ・オフィスプランがありましたが、事業部門については変動が大きいということから、当時は数値目標化しておりませんでした。当時は本庁舎等のみ数値目標化しておりましたことから、指標管理をする上で継続性を重視いたしまして、本庁舎等事務事業に係る温室効果ガスの排出量をご報告申し上げました。しかしながら、その後、地球温暖化対策に関する法整備がなされてまいりまして、地球温暖化対策実行計画の事務事業編となるエコ・オフィスプランにつきましても、しっかり定めるようにと、国から策定マニュアルが出ております。このマニュアルに従いまして平成25年3月に改訂をいたしましたときに、初めて事業部門についても数値目

標を置くことにいたしました。このような経過がございます関係から、改訂市原市環境基本計画につきましては、本庁舎等のみのご報告とさせていただきます。

議 長：よろしいでしょうか。それでは次の分野に入ります。「生活環境」の分野については、いかがでしょうか。

委 員 B：まず、大気の関係から質問させていただきます。大気は NOx だけで評価していますが、市原市は小規模から特定工場まで使用する燃料の種類の出る義務があるかどうか。そのことによって NOx だけに限定されたのでしょうか。次に、指標の状況として、棒グラフにばらつきがあるところと、平均化しているところがあります。特に「年次報告書（案）」30 ページの「(8)騒音に係る環境基準の達成率」のところでは、これだけのばらつきがありますが、この特異性の理由を検証されているかどうか。それから心配しておりますのは、ダイオキシンです。同 28 ページの「(7)ダイオキシン類に係る環境基準の達成率」のところでは、ほとんど問題ないという説明でしたが、福増クリーンセンターの燃焼温度は何度くらいで行っているか。心配なのは塩ビで、市民から可燃物が大量に排出されますから、燃焼温度を心配しております。一般的に言われておりますダイオキシンの分解温度は 700℃以上ですが、いかがでしょうか。私どもで調査した結果では、人間に関わる問題をタブーにしておりますが、一番出るのは火葬場です。火葬する際に一番ダイオキシンが発生するというので、フィルターなどで取っていると思いますが、福増クリーンセンターの燃焼温度は何度でやっておられるのでしょうか。

事 務 局：まず、「年次報告書（案）」20 ページの「(3)大気の汚染に係る環境基準の達成率」につきましては、窒素酸化物だけではなく、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の 5 項目について、市内の大気環境測定局での環境基準達成率の結果を表しております。次に市内の使用燃料の把握につきましては、臨海部工場につきましては、大気汚染防止法の管轄が千葉県になっておりますが、臨海部工場の燃料の把握につきましては、三者協定、或いは二者協定を結ばせていただいております。そちらの方で把握しております。また、工場を除く事業場は、大気汚染防止法上の届出を市原市に提出することとなっておりますので、市原市で把握しております。続きまして、騒音の関係でございますが、3 か年ごとにデータが落ち込んでいるところがあります。これは市

原市内の一般環境騒音を調査した結果をお示ししておりますが、調査は年間15カ所ずつ、市内全域を3か年かけて行っております。落ち込みのあるところについては、人が多く住んでいる臨海部の調査地点が多くなっており、工場、車からの騒音や、日常発せられる生活音の影響があった地域ですので、3カ年おきに達成率が低くなっている状況でございます。

次に、福増クリーンセンターの燃焼温度につきましてお答えいたします。福増クリーンセンターは1号炉・2号炉とありますが、両方とも燃焼温度は800℃以上で燃焼管理するようになっております。温度が高すぎますと、耐火レンガなどが痛みますので、何度までということは申し上げられませんが、一般的には約850℃の温度で管理しています。この温度で燃焼すれば、ダイオキシンの発生がしにくい温度ですので、この温度で管理しております。また、冷却する際に再合成が起きます。ダイオキシンが再合成する最適な温度が300℃と言われておりますので、その温度を速やかに通過して、次のバグフィルターに送り込み、そこで、粉塵、ダスト等を捕集してきれいな排ガスを出しているということです。福増クリーンセンターでは、定期的にダイオキシンの調査をしております。排出規制がかかっておりますが、その基準をクリア出来ております。

委員 E：生物多様性の観点からお話したいのですが、「年次報告書（案）」22ページの「(4) 水質汚濁に係る環境基準の達成率」の「イ. 達成すべき環境目標」で、「～安全で豊富な地下水が確保されていること。」とありますが、神崎の部落を見ますと、田んぼの水を全部地下水に替えています。井戸を4つ掘って田んぼで使っていますが、地球上で7%くらいしかない淡水を使ってしまっているのかな、というのが1点目です。2点目は、世界で1日に2.5種の絶滅種がありますが、その点からいくと、日本の河川とか沼、市原市の川を見ても、ニホンザリガニはもう絶滅していますし、アメリカザリガニもほとんど見られなくなりました。メダカも日本種はいなくなり、あとは外来種が少しいます。またドジョウも見なくなりました。これらは随分と変わったことです。水質汚濁のところでの実績が80%とありますが、生物がそんなにいなくなっているのに、そこが評価されていないな、と思います。

事務局：1点目の地下水についてですが、地盤沈下に対する規制を千葉県条例に基づいて行っております。ポンプの口径が一定規模以上の井

戸については許可制になっておりますので一定の歯止めになっているものと考えております。2点目の達成率につきましては、生物に対する視点ではなく、COD、BODなど水質の達成率を現状では見ております。

委員 E：神崎部落全体で井戸を使っていて、全部田んぼに入れてあります。春から夏まで使いますので莫大な量になります。基準を設けて歯止めをかけているということですが、その基準はどうなっていますか。

事務局：基準に関しては、ポンプの口径が1インチ以上の井戸が許可申請の基準となっています。一方、地盤沈下につきましては、毎年、千葉県が観測をしております、現状では地盤沈下が特に進んでいるとは聞いておりません。

委員 F：同じく「(4) 水質汚濁に係る環境基準の達成率」についてですが、指標では「河川・湖沼・海域」となっておりますが、「年次報告書(案)」を見る限り、海域に関する監視がなされているか見当たらないのですが、その点はいかがでしょう。

事務局：海域については、千葉県が管理している所になりまして、実績値には載せておりませんが、河川・湖沼に関して評価させていただいているものです。このことについては、今後の課題と考えております。

委員 F：知らない人がこれを見たときに、ここには海域と書かれておりますので、市原市が責任を持っているのではないかと誤解されると思いますので、改正されるなり、注釈をつけるなりされた方がいいのではないかと思います。

それから、湖沼についてはダム湖1カ所のモニタリングが中心となっているのでしょうか。

事務局：はい。高滝ダム1点についての評価となっております。

委員 F：22から24ページにかけての説明を見ると、汚染が継続的に問題であるということが指摘されており、その原因について立ち入り検査をするということですが、産廃なのか砂利なのか、ゴルフ場なのか、具体的に何か該当するようなどころはあるのでしょうか。

事務局：原因についてですが、環境部だけではなく、県や農業部門などで協議して取り組んでいるところですが、自然由来が大きいのか、事業所の影響が大きいのかということについては、検討しているところですが、明確にはわからないところです。

委員 C：分野別の評価について、S、A、B、C、Dの達成率の出現度合いとし

ており、例えば「遅れている」は「S、A、Bが30%未満」、「やや遅れている」は「S、A、Bが30%以上60%未満」という基準にしていますが、これはどういったことか伺いたい。また、SとAが分野別の評価の基準では同じ評価となっているが、達成率で言えば、重みが違うという気がするのですがいかがでしょうか。

事務局：分野別の評価についてですが、昨年度から、この審議会でも外部評価をしていただくこととさせていただきます。それまでは、個々の指標の達成率のみで評価していましたが、昨年度から、総合的な評価をしていこうということで、事務局で検討してきました。昨年度においては、この分野別の評価を、良好、おおむね良好、遅れている、という三段階での評価とし、「良好」が「S、A、Bのみの分野」、「おおむね良好」が「S、A、Bが50%を超える分野」、「遅れている」が「S、A、Bが50%以下の分野」としておりました。平成25年度実績においては、この計画の期間が平成27年度までとなっておりますことから、分野別の評価については毎年同じ方法では馴染まないと考え、25年度評価については昨年度に比べて、数字的には10%くらい厳しくなっております。次年度若しくは27年度での評価にあたっては、さらに評価は厳しくなっていますが、25年度の分野別の評価としまして、SとAは同列としております。

委員 C：S、Aについては同列というのはわかりましたが、分野別の評価では、SもAもBも同じ項目で計算されているので、その辺はちょっと注釈があるのかなと思いました。

事務局：次回の年次報告の際、評価方法についてはもう少し検討させていただきたいと思います。

議長：その他ないようでしたら、次の「自然環境」の分野に移らせていただきます。

委員 G：「年次報告書（案）」43ページの「(15) 地元の農林産物を購入する人の割合」の指標について、「イ. 達成すべき環境目標」の内容を見ると、里山の環境保全、或いは生物多様性の保全が目標として掲げられています。なぜ、指標がこのようになっているのかなと考えましたが、「ウ. 目標達成のための具体的手段」に「里山活動の促進」とありました。この施策・事業が「地元の農林産物を購入する人の割合」に対する答えなのかというと、全然違うのではないかと思います。どちらかということ、「里山活動の促進」は、市民参加の分野の「(25) 過去一年間に環境保全に関する社会貢献

活動をした人の割合」に含まれるべき内容ではないかと感じました。なぜ、このようになってしまっているのかと考えましたら、「里山活動の促進」は経済部農林業振興課が実施している内容だからここに入っているのかなと、また、「(25) 過去一年間に環境保全に関する社会貢献活動をした人の割合」は環境部環境管理課が実施しているので、このように二つに分かれてしまっているのかな、と思いました。「地元の農林産物を購入する人の割合」がなぜここに環境目標として、こういった内容が掲載されているのか。私達市民の感覚からしますとおかしな感じがいたします。環境基本計画推進委員会というのは、課なり部なりを横断して作られる組織だと言われてはいますが、これから市が取り組んでいくべき問題の一つとして、生物多様性の地域戦略というものを強く進められていくと伺っておりますので、このような二つの部内にまたがるような内容についてはもう少し丁寧に精査して、こういうところに載せていただかなくては、非常におかしなことになってしまいます。ですから、その点について、私の方から少し苦言を呈させていただきます。ご検討していただけますでしょうか。

事務局：昨年度の審議会の中でも委員からご指摘いただいております、指標として「地元の農林産物を購入する人の割合」という設定をしている中で、目標達成のための具体的手段として、「里山活動の促進」がありますが、指標と施策が一致していないというご指摘かと思えます。こちらにつきましては、計画を策定した際、この指標を設定いたしまして、庁内でこの指標に対応する施策・事業を設定したものです。庁内組織の中でも、この指摘は受けておりますことから、次回計画の見直しの際には、整理させていただきたいということが一つ。それから、またがっている分野については、設定した指標を所管している部署の施策・事業を載せていきやすい、ということがありましたので、庁内でクロスオーバーするような形で、今後の計画策定の中では取り組んでまいりたいと思えます。今回の指標と具体的手段については、平成25年度の実績評価にあたり開催した環境基本計画推進委員会の中で了承されておりますので、次回見直しの際には修正させていただきたいと思えます。

委員 E：高齢化が進み離農する農家が増えてきています。なぜ離農するかといいますと、農業機械が大型化していることで、そこに挟まれたりして、全地区で400件死亡事故が起きていまして、高齢にな

ると、それが怖いということがあると思います。今、トラクターなどを使ってする農業へ変わっていますので、それでできなくなってきました。その結果、農業をできる家族が1反歩当たり1俵の米をその農家に渡して、離農した農地を借り入れて大規模な農家になってきているのですが、その農家のやり方を見ていると、結構、農薬を使ったり、化学肥料を使ったりしているのですね。それで、「年次報告書(案)」45ページの「ウ. 目標達成のための具体的手段」で、「平成25年度のちばエコ農産物認証件数は57件でした。」とあります。指標の「(16)化学肥料や農薬等の使用を減らした人の割合」を見ると31.46%でB評価ですが、実際見てみると、もっとひどいなと思います。6月の大規模農家の田んぼを見るとあまり草が生えていないのです。ですから、私は何か使っているのではないかと疑っているのです。それで私は市原の米は買わないのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

委員 H：現実に市原市の農家でも「養老のめぐみ」という減農薬、減化学肥料栽培ということをやられております。すべての農家が「ちばエコ農産物」に取り組んでいるとは申しませんが、以前よりはかなり「ちばエコ農産物」認証者も増えております。これは県の認証制度ですが、そのメリットがどのくらいあるのかというと、残念ながらあまりないような気がします。しかし、我々生産者だけではなく、やはり消費者の方もそのあたりにもう少し目を向けていただくといえますか、考えていただけるともっと生産者の方も、「ちばエコ農産物」、或いは減化学肥料、減農薬への取組みが図られるのではないかと思います。また、一般的に有機農業という言葉がありますが、有機農業という名目を使うためには、非常に厳しい審査があります。そのため、「養老のめぐみ」につきましても、減化学肥料、減農薬という少々ややこしい言葉を使わざるを得ないのですが、市内でも有機農業は本当に少ないです。減化学肥料、減農薬栽培は結構行っています。それが「ちばエコ農産物」の認証にあたります。ですから、生産者と消費者の方が、もう少し理解し合っていないと、なかなか広まっていかないのかな、と思っております。また、今、大規模農家を進めています。大規模農家が必ずしも変な農薬を使っているということはありません。農薬にも、農薬使用基準というものがあります。農協としても、この農薬は使ってはいけませんという基準を出していますので、そういう使用基準の範囲内で皆さん作付けされていると思います。

委員 E：私は農家から直接1年分の米を買っているのですが、そうすると、JAを通すよりも1俵あたり4千円安いのですよ。その農家に聞くと、化学肥料や農薬も全部農協を通して買うのだそうです。農協が大量に安価で購入して農家に分けていると思いますが、農協を通さずにメーカーから同じ値段で農家を買えるようにしたら、農家が直接メーカーから購入できて、農家から直接各消費者が購入できるように通信販売などして、農協は通さない方が消費者にとってはメリットがあると思うのですが。

委員 H：農協を通さなければ、ということですが、農協で業者から一括購入するわけですが、その間には全農という組織もあるのですが、そこを通じて購入するわけです。また、ロットの問題もありますので、現在の制度の中では、個人で直接メーカーから購入するということは、現実的にはなかなか難しいかと思います。例えば、個人でメーカーから購入したとしても、逆に高価になると思います。

それから、有害鳥獣に関する問題がここには出ておりませんが、今、農林業振興課が主になって、有害鳥獣対策をやっていますが、学校のグラウンドなどにもイノシシが出ているという話をよく聞いています。また、街中にも出没してきています。その様な中で、この中では自然環境の分野に入るのかなと思いますが、是非、有害鳥獣対策に関する調査なり、今後の対策について、こういう機会にお願いしたいです。

事務局：議論は終結したようですが、本日は環境基本計画の進行管理ということですので、農業のあり方は少し本題からずれると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、現在、市原市では委員が指摘するように有害鳥獣の問題があります。それに伴いまして、農林業振興課、環境管理課でそれぞれ協力しながら対策を行っております。先ほど、学校のグラウンドへのイノシシの侵入のお話もありました。イノシシの侵入については、学校からの通報もありまして、農林業振興課と合同で、現地を訪問し、どういった対策ができるか学校を含めて協議を行っております。また、その他としまして、昨年末に、学校教育部なども含み横断的な組織を庁内に作りまして、どのような対策ができるかの協議を行っているところでございます。

議長：それでは、次に「文化環境」の分野について、ご検討をお願いします。

委員 E：今、八幡に住んでいるのですが、その地域の住民からですが、文化財という所が、全部、バスや電車を使わないと行けないのですね。YOU ホールや市民会館に行くにもバスと電車を使って、片道440円かかります。そうすると往復で880円かけて行って見るということはなかなかなくて。中央図書館に行くにも、片道400円かかります。そうしますと、子ども達の読書習慣がなくて、八幡駅周辺に本屋さんがないのです。本屋さんに行くには五井駅に行って、駅から歩いて15分、五井駅の近くにもないのです。以前のイトーヨーカドーの近くにある本屋さんに行っているのですけれども。あとは千葉市に出るとか。本さんがなくて、図書館もなくて、八幡公民館に図書室はあるが古い本ばかりなのですよ。それで、不便だなと思い、市長様に千葉市と同じようにコミュニティバスを導入してはどうか、と手紙を書いたのですが、お返事は、市原市は広域なのでコミュニティバスを運用しきれない、とのことでした。それと医療に関しても、医者に行くのに高齢者で歩けない人はタクシーを使っているのですよ。車がないので。ですから、そういったことを考えると大変だなと思ひまして。文化財を活用できるというのは一部の、車を持たない人にとっては大変なので。今、市原市の社会が全部車社会になっています。どこに行くにも駐車場はたくさん広くとってあって、公園の周りも駐車場があり、色々な施設も全部駐車場があり、車を持っているときは不便を感じなかったのですが、車に乗らなくなったとたんにごく不便を感じます。ですから、そういったことを考えて、文化環境ということを考えて、是非コミュニティバスを導入していただけないかな、ということ市役所の方にはお願いしたいのですが。

委員 I：今のお話ですが、この環境審議会の議題から少しずれてしまっているかと思ひます。多分、その原因というのは、達成度がSからDまでありますが、Dの部分のレビューと言ひますか、なぜ、Dになったのかということレビューしていただひて、そのためにどうするか、というお話をされたかと思ひますので、それはこの指標の中でDになったもの、これをC、B、Aにするとか、次の施策の中でお話をなされた方がよいのかなと思ひます。また、逆に、この指標の中でDになって、なぜDになったのかということレビューしていただひて、次の施策の中にあげていくための審議会の方がよろしいのかなと思ひます。

- 委員 E：文化財を活用できる人は一部の人の人なのです。
- 委員 I：そういうことも含めて、一部しかないのではどうしたらよいか、
ということは、次のお話になるかと思いますがいかがでしょうか。
- 事務局：ご提言ありがとうございます。もっと文化財を活用して、その利便性を高めたらどうか、というご要望と理解しております。文化財が活用されていると思う人の割合については、市民意識調査の結果から D 評価となっております。市原市は広域市でありますので、主に小湊鉄道さんがエリアをカバーしていただいておりますが、小湊鉄道さんなどのご協力をいただきながら、増便や採算性の悪い路線も維持していただいているというようなことを引き続きやっていただくことで、担当部署は考えているものと思います。今いただいた件につきましては、適切な担当部署にお話をさせていただいて対応させていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。
- 議長：他にいかがでしょうか。では、次の「市民参加」の分野について、皆様のご意見、ご質問等をお願いいたします。
- 委員 E：「年次報告書」63 ページの「(25) 過去 1 年間に環境保全に関する社会貢献活動をした人の割合」の中に、市原市で毎年行っている地域住民の道路ごみ拾いの活動が入っていないのですが、それは社会貢献活動にはならないのですか。
- 事務局：当然、社会貢献活動になりますが、年次報告書に記載している施策・事業については、基本的に市の実施計画に計上している事業を掲載しています。しかし、すべての事業を網羅しているわけではなく、代表的な施策・事業をここでは載せさせていただいているということでご理解いただければと思います。
- 議長：その他いかがですか。ないようですので、それでは全体としてのご意見はいかがですか。
- 委員 B：マスタープランを立てて、年次計画を立てると。それで「年次報告書(案)」7 ページに書いてありますが、計画、実行、点検・評価、見直し、と、いわゆる PDCA サイクルのことだと思いますが、評価項目が 27 件あって D 評価が 12 件と。これは根性論では解決できないのではないかと感じます。もっと、ハード面とソフト面を分けて、ではどうでしょうか、と。というのは、ある意味、この評価を見ると、予算化しなければいけないくらいの大きな問題ではないかと思えます。一つは大気の例では、NOx というのは非常に難しく、近代化すると NOx が高くなる。では SOx を出して、今

現状どうなっているのか、こういう項目も出して、どうしてできないのかというアクションがとれていないような感じを受けます。ただの根性論だけでは済まないのではないか、というような感想です。

議長：ほかにございませんでしょうか。

委員 G：この指標の中で市民意識調査結果を用いたものがあります。実際にこの市民意識調査が私の自宅にまいて、書き込んで送ったことがあります。そのときの感想ですが、内容が重複している部分があり、また、わかりにくい表現があったり、枚数も非常に多かったです。こういったアンケートを書いて、送り返すということは結構面倒なものです。かなりのボリュームで見ただけで大変です。ですから、もう少し簡略に A4 一枚くらいにまとめていただいてアンケートをしていただければ、もう少し回収率も上がると思います。アンケートを実施して、600 人以上の無回答者に対して無駄なお金が使われたということはもったいないことです。ですから、回収率を上げていただくための工夫というものを是非やっていただきたいと感じました。よろしく願いいたします。

委員 E：この問題とはちょっとずれるのですが、もっと大きな問題が日本にはありまして、日本でアレルギー疾患や癌の患者さんが、このところ随分増えているのですが、その問題の原因の一つとして、食品添加物があげられています。世界で食品添加物が問題になっていますが、先進国の中では日本が一番食品添加物に関して野放しになっています。アミノ酸をあげてみると、複雑なアミノカルボニル反応を起こしまして、アクリルアミドという発癌性物質に変わります。2002 年にアメリカの FDA（米食品医薬品局）という、日本で言えば厚生労働省にあたるところが調査し、レポートを提出して、ポテトチップスやフライドポテトはそういう反応が起こるということで、全部、発癌性物質ということで、これは 12 年前に食品学の教科書にも書かれるようになりました。それにもかかわらず、ポテトチップスもフライドポテトも売られています。魚や肉のグルタミン酸由来のグル P1 とグル P2、アミノ酸のトリプトファン由来であるトリプ P1 とトリプ P2 の 4 種類の物質が発癌性物質であるということで、トリプ P1 のラットの実験では肝臓、大腸、脳に腫瘍を発生させるということが知られています。それを日本国民にわからせていなくて、焼き魚は剥ぎ取って食べるということになっていますが、それは大体ないですね。あと、

レトルト食品を加熱するとこの反応が起きます。それから、化学調味料で発癌性物質が起きますのですが、アミノ酸等と書いてあるのですが、このアミノ酸の中には18種類くらいの化学物質が入っているのですが、この18種類のアミノ酸に対しては何種類を混ぜても表示は、調味料（アミノ酸）だけでよいのです。それが全部の食品に入っています。スナック類、納豆のつゆであるとか、ソーセージ、ハム、クッキー、煎餅、パンなど。

議長：お話の内容はよくわかりますが、今日の議題からずれてしまいますので。

委員 E：この問題は、NHKのテレビで1回言っただけで、あとは続かないのです。私は朝日新聞に投書したのですが、そこでも…

議長：その辺のことはまとめてFAXとか書類で担当か事務局に提出していただければと思います。

委員 E：いえ、これは本当に問題です。加工澱粉も乳化剤も合成添加物です。それから、膨張剤はミョウバンですが、これに含まれるアルミニウムは子どもの脳の発達に障害があるということで、これは新聞、テレビ、NHKニュースでも言われていて、甘味料であるキシリトール、エリスリトールもアレルギーで女性の顔、肌が赤く腫れたりということで、病院に外来で来ています。色々なものに使われている甘味料が原因で。それが、新聞、テレビで問題になっているので、なぜ、一時的なもので後が続かないのかなと思います。これは大変なことです。合成甘味料と還元水あめとか、防腐剤、保存料、それが野放しになっています。そのことで健康被害が起きているのですが、それをどう思うのでしょうか。

事務局：今日の議題とは若干ずれてしまいますので、具体的なお話はまた別途改めて承りたいと思いますので、議題の方を進めていただければと思います。

議長：もっとたくさんご意見等もあろうかと思いますが、時間の関係もありますので、本件についての審議を終了としたいと思います。なお、改訂市原市環境基本計画の外部評価についての諮問に対する答申の扱いについてですが、本日も審議いただきました内容を反映させて答申したいと思いますがいかがでしょうか。
～異議なし、の声～

議長：ありがとうございます。それでは、先ほどの審議事項を反映させまして、私の方で答申書を作成することにしたいと思いますがいかがでしょうか。

～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは私の方で答申書を作成することといたします。それでは、議題のその他について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：事務局から報告事項が2件ございます。
資料4に基づき、平成27年度の環境の保全に関する協定（二者協定）の改定作業について説明（省略）
資料5に基づき、市原市環境審議会規則の一部改正について説明（省略）

議 長：ただ今の事務局からの報告に対して、質疑等ございましたらお願いします。特にないようでしたら、これで議事を終了いたします。なお、その他のご意見等ございましたら、事務局の方に、電子メールやファックス等で文書のご提出をお願いいたします。委員の皆様、議事進行にご協力いただきありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

司 会：泉水会長ありがとうございます。なお、事務連絡が2点ございます。議事録につきましては、事務局で案を作成後、先ほど議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させていただきます。また、報酬等につきましては、お知らせいただいております口座に振り込みいたしますが、事務の事務上、約1ヶ月後の振込になりますので、ご了承いただきたいと思います。事務連絡は以上でございます。
本日は、泉水会長、小野副会長をはじめ、委員の皆様方、どうもありがとうございます。これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上